



ISSB Update は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。

IFRS®サステナビリティ開示基準に関する ISSB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

ISSB は、[2025年1月29日](#)に会議を行った。

## 関連情報：

- ・ 原文は[こちら](#)
- ・ ISSB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- ・ [生物多様性、生態系及び生態系サービス、並びに人的資本の研究プロジェクト（アジェンダ・ペーパー3、3A 及び 4）](#)

### 基準の適用

- ・ [IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入（implementation）支援（アジェンダ・ペーパー9）](#)

## リサーチ及び基準設定

### 生物多様性、生態系及び生態系サービス、並びに人的資本の研究プロジェクト（アジェンダ・ペーパー3、3A 及び 4）

ISSB は、2025年1月29日に会議を行い、ISSB の研究プロジェクトに関するアップデートを受けた。ISSB は、次の項目について議論した。

- ・ 生物多様性、生態系及び生態系サービスに関連するリスク及び機会についての投資者の関心のエビデンスに関する調査結果
- ・ IFRS 会計基準を適用する企業が、企業の財務諸表に表示又は開示する場合がある、生物多様性、生態系及び生態系サービス、並びに人的資本に関連する事項に関する情報

ISSB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

ISSB は、これらの研究プロジェクトに関するさらなるアップデートを受ける予定である。

## 基準の適用

### IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入（implementation）支援（アジェンダ・ペーパー9）

ISSB は、2025年1月29日に会議を行い、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」の導入（implementation）支援について議論を継続した。

ISSB は、具体的には次の項目について、IFRS S2 号の修正案を議論した。

- ・ IFRS S2 号の修正案は、IFRS S1 号又は IFRS S2 号の潜在的な修正を評価するための、2024年11月に ISSB が設定した規準（適用上の課題に関する修正の規準）を満たすかどうか。

- 現時点で IFRS S2 号の修正を提案すべきかどうか。
- IFRS S2 号を導入する (implementing) にあたり識別された適用上の課題に対応して、IFRS S2 号の修正をどのように開発することができるか。

### **IFRS S1 号又は IFRS S2 号の潜在的な修正を評価するための ISSB の規準を用いた IFRS S2 号の潜在的な修正の評価、並びに IFRS S2 号の潜在的な修正の具体的な側面 (アジェンダ・ペーパー 9A 及び 9B)**

ISSB は、IFRS S2 号を導入する (implementing) にあたり識別された適用上の課題に対応して、IFRS S2 号の修正について議論した。これらの課題は、次の項目に関連する。

- デリバティブ及び特定の金融活動に関連するスコープ 3「カテゴリー15」の温室効果ガス (GHG) 排出の測定及び開示
- 次に関連する、GHG 排出の測定のための IFRS S2 号における法域の救済措置の適用可能性
  - 法域の当局又は企業が上場している取引所が、最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価 (以下「最新の IPCC 評価」という。) に基づかない他の地球温暖化係数 (GWP) の値を用いることを企業に要求する場合における、報告日時点で利用可能な最新の IPCC 評価からの 100 年の時間軸に基づく GWP の値の使用
  - 法域の当局又は企業が上場している取引所が、企業の一部に「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準 (2004 年)」 (以下「GHG プロトコル・コーポレート基準」という。) 以外の測定方法を用いることを要求する場合における、GHG 排出の測定のための GHG プロトコル・コーポレート基準以外の方法の使用

ISSB は、次のことを決定した。

- IFRS S2 号の修正案は、適用上の課題に関する修正の規準を満たしている。
- 現時点でこれらの要求事項に対する修正を提案することとする。

14 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。

ISSB は、次の IFRS S2 号の修正を提案することを暫定的に決定した。

- デリバティブ、ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) 及び保険に関連する排出 (insurance-associated emissions) に関連するスコープ 3「カテゴリー15」の GHG 排出を、スコープ 3「カテゴリー15」の GHG 排出の測定及び開示から除外することを企業に容認する。具体的には、ISSB は次のことを提案することを決定した。
  - 経過的な救済措置を追加する代わりに、a (ii) に示したように、IFRS S2 号第 29 項(a)( i )(3)における GHG 排出を開示するための要求事項から特定の GHG 排出を除外するという修正によって、スコープ 3「カテゴリー15」の GHG 排出の救済措置を提供する。

14 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。

- IFRS S2 号において定義されているファイナンス・エミッションを開示することを企業に要求するが、デリバティブに関連する GHG 排出を測定及び開示することは企業に要求しないことにより、スコープ 3「カテゴリー15」の GHG 排出に関する救済措置の範囲を限定する。

14 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。

- iii. この範囲の限定の結果、スコープ 3「カテゴリー15」の GHG 排出の測定及び開示から除外したデリバティブ及び特定の金融活動の数値（amount）を開示することを企業に要求する。

14 名の ISSB メンバーのうち 8 名が、この決定に同意した。

- iv. この範囲の限定の結果、スコープ 3「カテゴリー15」の GHG 排出の測定及び開示から除外したデリバティブについて説明することを企業に要求する（例えば、企業は IFRS 第 9 号「金融商品」の定義を満たすデリバティブを除外したかどうか）。

14 名の ISSB メンバーのうち 12 名が、この決定に同意した。

- b. 企業が、全体又は部分的に、最新の IPCC 評価からではない GWP の値を用いることを、法域の当局又は企業が上場している取引所により要求されている場合、最新の IPCC 評価からの GWP の値の代わりに、最新の IPCC 評価からではない GWP の値を用いることが容認されるように、法域の救済措置を拡張する。

14 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。

- c. 企業が、全体又は部分的に、GHG 排出を測定するために GHG プロトコル・コーポレート基準以外の方法を用いることを、法域の当局又は企業が上場している取引所により要求されている場合、GHG プロトコル・コーポレート基準の代わりに、GHG プロトコル・コーポレート基準以外の方法を用いることが容認されるように、法域の救済措置を明確化する。

14 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。

## **IFRS S2 号における世界産業分類基準（GICS）を用いる要求事項に関連する適用上の課題及び懸念（アジェンダ・ペーパー 9C）**

ISSB は、ファイナンス・エミッションに関する要求事項の適用における「世界産業分類基準」（以下「GICS」という。）の使用に関連する、基準を導入する（implementing）にあたり識別された適用上の課題に対応して、IFRS S2 号の修正案について議論した。

ISSB は、次のことを決定した。

- a. IFRS S2 号の修正案は、適用上の課題に関する修正の規準を満たしている。
- b. 現時点でこれらの要求事項に対する修正を提案することとする。

14 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。

ISSB は、次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a. 特定のファイナンス・エミッションの情報を分解する際に、企業が GICS を用いるという要求事項を修正する。当該修正は、企業に次のことを要求する。
  - i. 現在、企業の一部において、融資活動及び投資活動を分類するために GICS を用いている場合、GICS を用いる。
  - ii. (i)において記述されている状況ではない場合、企業又は企業の一部が、他の報告目的で融資及び投資のポートフォリオを分解するために、法域の当局又は企業が上場している取引所により代替的な産業分類システムを用いることが要求されている場合、当該システムを用いる。企業が複数の産業分類システムを用いている場合、次のいずれかを用いて特定のファイナンス・エミッションの情報を分解することが要求される。

- 1. 気候関連財務情報を報告するために用いられた分類システム

2. 1が存在しない場合、他の報告目的の財務情報を提供するために用いられた分類システム

iii. ( i )及び( ii )において記述した状況ではない場合、一般目的財務報告の利用者に有用な方法で分解されたファイナンス・エミッションの情報を提供することを可能にする、企業の選択の産業分類システムを用いる。

14名のISSBメンバーのうち12名が、これらの決定に同意した。

b. 企業がGICS以外のシステムを用いる場合、ファイナンス・エミッションの情報を分解するために企業が用いる産業分類システムを開示し、その選択の基礎を説明する要求事項を追加する。

14名のISSBメンバー全員が、この決定に同意した。

#### **デュー・プロセスの手順及び書面投票の許可（アジェンダ・ペーパー 9D）**

ISSBはIFRS S2号の修正案の開発に関するデュー・プロセスの手順について議論した。

14名のISSBメンバー全員が、IFRS S2号の修正案の公開草案についての投票プロセスを開始するために、ISSBが、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、十分な協議及び分析を行ったことに納得していることを確認した。

ISSBのメンバーは誰も公開草案の提案に反対する意向を示さなかったが、1名のISSBメンバーは反対する可能性があることを示した。

ISSBは、公開草案に対する60日のコメント期間を許容することを暫定的に決定した（デュー・プロセス監督委員会の承認を条件とする）。

14名のISSBメンバー全員が、この決定に同意した。

ISSBは、公表された修正ができるだけ早期に有効となるように発効日を設定し、修正の早期適用を容認することを暫定的に決定した。

14名のISSBメンバー全員が、この決定に同意した。

#### **次のステップ**

ISSBは、書面投票プロセスを開始し、2025年第2四半期に公開草案を公表する計画である。